

7 C S Fワクチン接種体制の見直しについて

C S Fワクチン接種の実施については、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づく予防的ワクチン接種が認められたが、ワクチン接種を実施できるのは法に基づき知事が任命した当該都道府県の獣医師職員である「家畜防疫員」に限られている。

今後、現制度下で接種を継続していくためには、都道府県の家畜保健衛生所の獣医師などが中心となって、連日、接種に当たらざるを得ず、家畜の病気検査や農家指導などの通常業務に支障が生ずることが懸念される。

については、C S F対策を着実に推進するため、飼養豚数などの地域の実情に応じ、ワクチン接種が確実に実施されたことを都道府県が確認できるようにすることを条件に、家畜防疫員以外の獣医師も接種が実施できるようにすること。